

監査公告第 21 号

定期監査結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から報告がありましたので同条第 14 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和 3 年 2 月 25 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

## 経済環境部定期監査結果にかかる措置報告

### 監査結果（抜粋）

#### 監査意見

- ・市内産業の振興について、次のとおり意見を付す。

コロナ感染予防対策や経済対策に関する市の対応は、極めて迅速で量的にも大胆さをもって取り組まれており、大いに評価している。一方で既存の産業振興行動計画は、長引くコロナへの対応が示されていないことから、次期改定を待たず時点修正等を行い、コロナ禍に対応した振興策を力強く進めることを期待する。

#### 対 応

コロナ禍に対応した振興策については、計画策定とは別に、これまで同様、引き続き市内の経済状況を把握し、必要な時期に必要な支援や施策を、時機を逸することなく実施してまいりたいと考えております。

産業振興行動計画は、現計画の計画期間が令和 3 年度までであることから、令和 3 年度中に令和 4 年度以降の計画を策定する予定ですが、計画にはウィズコロナ・ポストコロナを見据えた施策を反映させてまいります。